

平成30年度弘前市地域除雪活動支援事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、一般除雪により狭くなった道路の幅員確保と、冬期間における交通の安全及び日常生活の安定を図るため、弘前市内の事業実施団体が弘前市内で行う活動に対する報償金の支給に関し、弘前市（以下「市」という。）が実施する地域除雪活動支援事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において次に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 活動とは次に掲げるものをいう。

ア 道路の除排雪活動又は融雪活動

イ 間口等融雪活動

(2) 融雪設備 道路融雪のための散水消雪施設若しくは間口等融雪のための融雪ホース、融雪槽、融雪機又は井戸の揚水機をいう。

(3) 事業実施期間 平成30年12月1日から平成31年3月31日までをいう。

(事業実施団体)

第3条 事業実施団体は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を備えたものとする。

(1) 除排雪活動又は融雪活動 町会又はその他これに準ずる団体若しくは融雪設備の所有者。

(2) 間口等融雪活動 町会が認めた除雪困難者の世帯を含む3戸以上で組織された団体。

(報償金の対象経費及び額)

第4条 報償金の支給対象となる経費及び金額は別表のとおりとする。この場合において、報償金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(事業申請)

第5条 報償金の支給を受けようとする事業実施団体の代表者は、平成30年度弘前市地域除雪活動支援事業申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 除排雪活動

ア 平成30年度弘前市地域除雪活動支援事業実施団体届出書（様式第2号）
（ただし、事業実施団体が町会の場合は提出不要）

イ 平成30年度弘前市地域除雪活動支援事業実施者名簿（様式第3号）

ウ 平成30年度弘前市地域除雪活動支援事業実施路線（様式第4号）

エ 平成30年度弘前市地域除雪活動支援事業（除排雪活動）使用機械一覧（様

式第 5 号)

オ 位置図

(2) 融雪活動

ア 平成 30 年度弘前市地域除雪活動支援事業実施路線 (様式第 4 号)

イ 平成 30 年度弘前市地域除雪活動支援事業 (融雪活動) 融雪設備の概要 (様式第 6 号)

ウ 位置図

(3) 間口等融雪活動

ア 平成 30 年度弘前市地域除雪活動支援事業実施団体届出書 (様式第 2 号)
(ただし、事業実施団体が町会の場合は提出不要)

イ 平成 30 年度弘前市地域除雪活動支援事業実施者名簿 (様式第 3 号)

ウ 平成 30 年度弘前市地域除雪活動支援事業 (間口等融雪活動) 融雪設備の概要 (様式第 7 号)

エ 位置図

(事業報告)

第 6 条 事業実施団体は事業終了後、平成 30 年度弘前市地域除雪活動支援事業終了報告書 (様式第 8 号) に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 除排雪活動

ア 平成 30 年度弘前市地域除雪活動支援事業 (除排雪活動) 実施報告書 (様式第 9 号)

イ 作業・現場写真

(2) 融雪活動

ア 平成 30 年度弘前市地域除雪活動支援事業 (融雪活動) 実施報告書 (様式第 10 号)

イ 作業・現場写真

(3) 間口等融雪活動

ア 平成 30 年度弘前市地域除雪活動支援事業 (間口等融雪活動 (揚水機・融雪ホース) 実施報告書 (様式第 11 号)

イ 平成 30 年度弘前市地域除雪活動支援事業 (間口等融雪活動 (融雪槽・融雪機) 実施報告書 (様式第 12 号)

ウ 融雪ホースの延長に要した経費の領収書写し

エ 作業・現場写真

(支給決定通知書)

第 7 条 市長は、前条の規定による事業報告が適正であると認めたときは、報償金の支給を決定し、平成 30 年度弘前市地域除雪活動支援事業報償金支給決定通知書 (様式第 13 号) により申請者に通知するものとする。

(報償金の請求)

第 8 条 報償金の支給を受けようとする事業実施団体は、平成 30 年度弘前市地域

除雪活動支援事業報償金請求書（様式第 1 4 号）により請求するものとする。

（報償金の支給方法）

第 9 条 報償金は、口座振込により支給するものとする。

（事故の対応）

第 10 条 活動により事故が発生した場合は、直ちに報告しなければならない。

2 活動により市又は第三者に損害を与えた場合は、事業実施団体はその損害に対し賠償する責任を負う。

3 除排雪活動に使用する機械のうち自動車登録のある車両の損害賠償保険加入に係る経費は、市が負担するものとする。

（その他）

第 11 条 この要項に定めのない事項又は、この要項に関して疑義が生じたときは、市、事業実施団体双方が協議して定めることとする。

附 則

この要項は、平成 3 0 年 1 1 月 1 日から施行するものとする。

別表（第 4 条関係）

区 分	対象機械・設備	対象経費	支給金額
除排雪活動	小型除雪機	ガソリン使用料	1 k m 当り 5, 000 円
	小型除雪機 (省エネタイプ)	ガソリン使用料	1 k m 当り 2, 000 円
	大型除雪機	軽油使用料	1 k m 当り 7, 000 円
	タイヤショベル	軽油使用料	1 k m 当り 7, 000 円
	トラクター	軽油使用料	1 k m 当り 2, 000 円
融雪活動	散水消雪施設に係る井戸の揚水機	電気使用料 (期間 12 月 1 日～ 翌年 3 月 31 日)	1 kwh 当り 9 円 (限度額 50, 000 円)
間口等融雪活動	個人所有の井戸の揚水機	電気使用料 (期間 12 月 1 日～ 翌年 3 月 31 日)	1 kwh 当り 27 円 (限度額 50, 000 円)
	個人所有の融雪ホース	融雪ホースの延長に要する経費	実費又は 1 m 当り 1, 200 円を乗じて得た額のいずれか低い方の額(限度額 12, 000 円)

	個人所有の融雪槽、 融雪機	灯油使用料 (期間 12 月 1 日～ 翌年 3 月 31 日)	1ℓ当たりとし、その金額 は別に定める (限度額 100,000 円)
--	------------------	--	---